

# 不当な取引方法について知っておこう!



改正された条例では、「不当な取引方法」として次の9つの行為を禁止しています(条例第16条第1項第1号~第9号)。それぞれの具体的な項目については施行規則で定め、禁止項目がこれまでの27項目から64項目に広がりました。

- NEW** ① 不当な接近・消費者の意思に基づかない勧誘 (3項目)
- NEW** ② 適合性原則違反・判断力不足便乗行為 (2項目)
- ③ 消費者を誤認させる行為 (9項目)
- ④ 自由な意思の形成を妨害する行為 (15項目)
- ⑤ 不当な内容の契約 (13項目)
- ⑥ 債務履行の不当な強要 (7項目)
- ⑦ 債務の不履行 (3項目)
- ⑧ 契約解除等への不当な妨害 (7項目)
- NEW** ⑨ 不当な与信行為 (5項目)

※ **NEW** は、改正された条例で新たに加わった不当な取引方法です。  
※ ( ) 内は施行規則の項目数です。

勧誘を受けたくない消費者を勧誘から守ります。

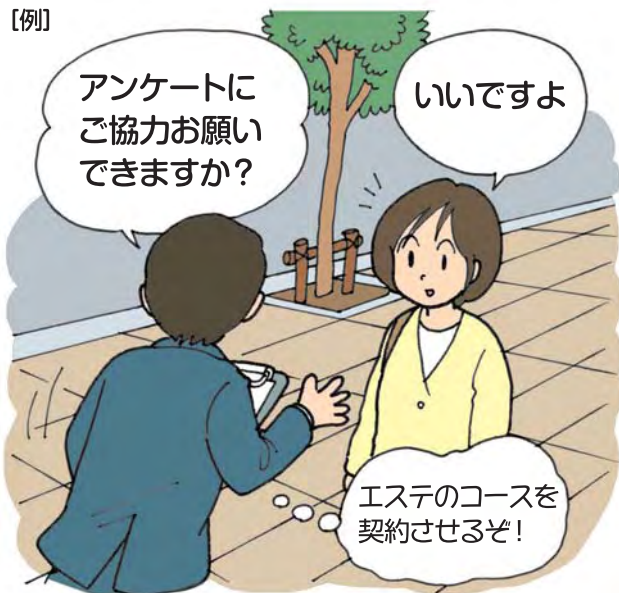
**NEW**

## ① 不当な接近・消費者の意思に基づかない勧誘

■ 目的を隠して近づくことや、消費者が望まない勧誘をすることは禁止です。

勧誘する目的を隠して消費者に近づいて勧誘すること、勧誘を拒否するかどうかの意向を確認しないで勧誘すること、消費者の承諾なく電子メールやファクシミリで広告を送ることは不当な取引方法です。

[例]



**不当な取引方法**

契約の勧誘の意図を消費者に示さずに接近すること。

[例]



**不当な取引方法**

勧誘を拒絶する機会を消費者に与えないで勧誘を始めること。